

# イヤです 非通 戦信



発行:2010・6/3  
第19号

発行:「靖国合祀イヤです訴訟」と  
共に闘う会

連絡先: 大阪市中央区内淡路町1-3-11  
ティエコープ 上町402市民共同ハウス SORA内  
ファックス: 06-7777-4925

[http://www.geocities.jp/yasukuni\\_no/](http://www.geocities.jp/yasukuni_no/)

## 4/27 控訴審第四回弁論報告

### 次回8月24日 (火)、いよいよ結審です!

#### またまた裁判官交代???

吉岡奈保子

2010年4月27日、大阪高裁で「靖国イヤです訴訟」控訴審の第四回弁論がおこなわれました。今回、またまた裁判官(陪席)が替わりました。毎回のように裁判官が交替するとはいったいどういうことなのでしょう。この控訴審の最初から数えてもう四回目になります。この最後の(たぶんこれで最後になると思んですが)、判決を書くことになる裁判官が、これまで出された証拠や文書をきちんと読んでいるのか、たいへん気になるところです。

さて、もう一度弁論の更新です。加島弁護士は第7準備書面に即して、この裁判のポイントは国と靖国神社が共同不法行為をおこなっている点にあることを強調しました。合祀そのものは靖国神社がおこなったにせよ、原審で証拠として提出された「新資料集」で、戦後の合祀は、靖国神社と綿密な打ち合わせの上で国が組織的に情報を提供するなどして、国の主導の下で進められたものであることが如実に示されています。これは国と靖国神社との「共謀」であり、百歩譲っても国が靖国神社の合祀を「認容」、あるいは「ほうじょ幫助」することにあたり、いずれも国と靖国神社の共同不法行為を形成する要件となります。

この点について国と靖国神社は2点にわたる反論をおこないました。

第1点目は、これまで何度も繰り返されていることですが、国が靖国神社に個人情報を提供することは「一般的調査回答義務」だということです。原判決においても「戦没者情報の把握それ自体は、遺族援護のための被告国の業務であり、他の団体にも戦没者情報を提供していた」として、靖国神社への戦没者情報の提供は問題がないという見地を示しました。

第2点目は、靖国神社の合祀は、全てが国の情報提供によるのではなく、靖国神社が独自に調査をして合祀した場合も含まれているということです。

これらの反論に対して加島弁護士は丁寧に再反論をおこないました。

まず、第1点ですが、一般に戦争によって亡くなった者という意味での「戦没者」情報の把握とその情報の遺族・遺族団体への提供はたしかに国の業務です。

しかし、靖国神社に合祀されている「戦没者」の範囲は、「国事殉難者」と判定された者だけに限られています。第二次世界大戦だけでも戦死した日本軍人は約230万人、民間人80万人とあわせて合計310万人とされていますが、この戦争に関係する靖国神社の合祀者数は約210万人です。この人数の食い違いが生じるのは、どんな「死に方」をしたのか、それは合祀されるに“ふさわしい”ものかなど、通常の「戦没者」の認知には必要のない情報を調査・収集、選別し、その個

人情報を戦没者とは何の縁もない靖国神社に200万人を超える規模で通報したからです。国がたまたま靖国神社の照会に応じて戦没者について答えたというものではありません。この事実が、国と靖国神社の共謀関係を示しています。

「遺族援護」として行政がおこなうべきことは、戦没者遺族の経済的支援であり、決して「精神的援護」ではありません。仮に靖国神社への合祀によって慰藉される遺族がいるとしても、そうではない人も現にいます。行政が「精神的援護」をおこなうことは、国民の内心の自由に踏み込むことです。こんなことが適法な行政行為と言える余地は全くありません。（そもそも「一般的調査回答義務」なる文言は法律用語ではなく、行政法には存在しません。国が靖国神社に対しておこなったことに、もっともらしさを付与するために言われた言葉なのです。）

第2点は、学徒動員による戦没者の一部（1人）、対馬丸遭難者（約700人）、外務省職員死亡者（2人）については、国がその氏名等を把握しておらず、靖国神社が「積極的に調査し合祀を決定していた」とするものです。200万人以上の合祀者の中でごく少数について、国からの情報提供によらない例があったことをもって、国の関与が部分的なものであったかのように主張しています。

これらの死者は、軍人でも軍属でもなく、戦前の合祀基準に従えば合祀対象とみなされていないので、こうした人々を合祀するかどうかは、国と靖国神社との間で長らく懸案になっていました。その頃（1951年頃）に、合祀されていない1人の死没学生について儀式の要請があり、靖国神社はそれを受けて地方自治体に照会したということがありました。その後（1957年）、学徒動員による死者（国はすでに把握）も合祀に含めることが国と靖国神社の協議の末に決定されました。

疎開児童を乗せた対馬丸の遭難者700人や戦闘行為をおこなった外務省職員2人については、遺族に見舞い金まで出していることからすれば、当然国はその名簿を把握しているはずですが、しかし、「対馬丸の遭難者とか外務省の職員等は厚生省においては把握出来ておりません」という国会における政府の答弁（往々にして真実に反する発言が平気で為される）を唯一の証拠として、国が知らなかった戦没者を靖国神社が調査して合祀した例として原判決では認定しているのです。

加島弁護士はこうした諸事実を挙げて原判決の誤りを詳細に批判しました。

次に第8準備書面の内容が康弁護士によって報告されました。これは、まず第1に靖国神社の合祀行為が「抽象的観念的行為」であるとする、第2に原告が単に「不快の感情」を抱いているに過ぎず、これはすでに山口県自衛官合祀違憲訴訟の大法廷判決において「法的利益性を否定された」ものに過ぎないということ、これらについての反論です。

第1の点について、原判決の中では正当にも「一般に宗教行為の自由は、その行為が外部的に表現される以上」「靖国神社が法人として宗教行為の自由を有していたとしても、何らの制約もなしにその権利行使が許されるものではない」としています。

ところが、原判決では、靖国神社の合祀行為を「極めて抽象的観念的なものであって、信仰の自由そのものと同視できるものである」とし、したがって、他者の権利を侵害するものではないという結論を導き出しているのです。

合祀を、単なる名簿作成・保管行為に矮小化した上で、さらにそれとも切り離された完全な「思考上の営み」にしています。しかし、現実におこなわれている春秋の例大祭などでは荘重な儀式が執行され、それを通じて英霊思想を布教宣伝しています。布教宣伝することが靖国神社の存在理由なので、それを否定する判決を靖国神社が支持しているのも考えてみればおかしい話です。

第2の点についても、原判決において「故人に対する追慕・慰霊とは、行為者の精神に

おける死者との交流であり、追慕・慰霊行為はその交流を実現する個人的な行為」であると正しく述べられているところもあります。しかし、その一方で「故人の遺族が独占的に追慕・慰霊行為をし、他者のそれを排除しようとする権利・法的利益を有しているとは言えない」と述べて、靖国神社の合祀行為を無罪放免にしています。

しかし、原判決の論法は的外れです。というのも、靖国神社がおこなっているのは、その死を悼み悲しむ「追慕・慰霊行為」ではなく、その死を喜び、誉め称える「顕彰行為」だからです。この提訴をおこなっている遺族にとっては、その死を喜ばれることほどの苦痛はありません。「国のため天皇のために喜んで死んだ」という意味づけをされ、靖国神社の布教宣伝に利用されること、これによって遺族はその人格権を侵害されていると主張しているのです。他者が他の宗教によって追慕慰霊をおこなうこと一般に反発しているわけではありません。

今回裁判所に提出された第9準備書面は法廷の場では口述されませんでした。その内容は死者の人格権と遺族によるその代行行使が可能であるというものです。この内容は以前も主張されましたが、今回は、5通の陳述書の内容（被爆死や特攻による戦死をからくものがれた方々の生々しい証言、戦争に反対の立場であった夫が戦死したその妻としての心情）によって補完されています。

その思想信条からして合祀を拒否していた可能性のある人の場合は名誉権・プライバシー権の侵害による損害賠償の請求ができます。では、戦死を名誉とし合祀を望んでいた場合はどうなのでしょう。その意志は「天皇をもって現人神」であるとする「架空の概念」によって騙され、理性的な判断ができない状態で形成されていました。戦後の天皇の「人間宣言」によって理性的な判断を取り戻した今、合祀を激しく拒否している人々が現に存在しているのです。戦前の価値観のまま合祀を継続し続けることが死者たちの名誉を傷つけていることがますます明らかになってきました。

次回8月24日はいよいよ結審となるこ

とが決まりました。

結審を前に何か述べておきたいことは…という裁判長の言葉に、加島弁護士は、靖国神社の合祀が単なる「抽象的観念的行為」ではないことを示すために、現場検証…というのはあまりに裁判所の負担が重いだろうと、靖国神社に関するNHKの番組を録画したDVDの上映を提案しました。百聞は一見にしかず。これを見れば合祀が「抽象的観念的行為」などではないことが明らかです。このDVDはもちろん証拠として提出するものなのですが、ちゃんと中身を見るかどうかわかったものではありません。裁判長はこの提案を一蹴することではなく、「どのぐらいの時間がかかるのですか」と尋ねていました。なんらかの形で上映が実現するかもしれません。

今回は「靖国イヤです訴訟」の弁論を傍聴できる最後の機会です。これまで以上の傍聴態勢を固めていきましょう。

いよいよ結審です！

### ◆◆次回・第5回弁論期日◆◆

日時 8月24日(火)  
午後3時～  
法廷 202号

(傍聴抽選のため一時間前には裁判所正面  
玄関周辺に集まって下さい)

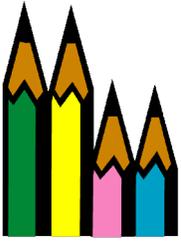
裁判後かみ砕き学習会

裁判終了後すぐに移動  
場所は弁護士会館を予定していますが、予約の関係上、変更もあります。

★弁論傍聴の最後の機会です、ぜひ多数駆けつけてください！



予定表に入れ  
てくださいね！



## 合祀いやです 訴訟傍聴記

宇佐美睦朗  
(日本基督教団神辺教会牧師)

わたしは、自衛官合祀拒否訴訟（中谷訴訟）には直接関わっていませんでしたが、中谷さんとの出会いから中谷訴訟や支える会の活動状況を知るにつけ、国（行政）の実態が如何に個人の存在を無にしているかが分かってきました。戦前戦時中の個人が天皇の赤子である時代ならいざ知らず、今日、今それが公然と行われていることを許していることに、日本が本当に、民が主の民主国家であるかを疑わざるを得ません。その意味で、合祀いやです訴訟は、個人の尊厳、すなわち、憲法が謳っている基本的人権とは…の答を得るためにも重要な位置を占めていると理解しています。

靖国神社国家護持法案が提出され、日本基督教団西中国教区では、靖国神社問題特別委員会を組織して廃案に尽力し、諸組織と連帯して国家護持法案は廃案にすることができました。その時期、靖国神社国家護持、合祀とはどういうことなのかの学びをしました。中谷訴訟の原告である中谷康子さんも、学びに加わった関係で、その後、起きあがった自衛官である夫の護国神社合祀に、中谷さんはキッパリと拒否する姿勢を示し、合祀拒否訴訟を戦うことができました。

わたしは、今回の合祀いやです訴訟の傍聴に、足を運んできました。一つは、日本基督教団西中国教区靖国神社問題特別委員会の要請もありますが、もう一つ、わたし自身、平和を構築するために、日本の過去の歴史における戦争責任（加害も被害も）について、確たる視点を持ちたいという願いがあるからです。

傍聴を続ける内に、田中伸尚氏の言う靖国神社は、合祀することによって戦争責任を隠蔽する装置であるという主張、高橋哲哉氏の靖国神社は、感情の錬金術を生み出しているという主張が裏づけられました。

原告団長の菅原龍憲氏が、靖国神社の「祀

る自由」を問い続けるとその著作に記載していますが、信教の自由が憲法で保障されているから、靖国神社が、自己の判断（実態は国と連携して行った）で合祀して良いのだという論理は、余りにも身勝手すぎる論理であります。

どの社会にあっても、自己の権利を主張するとき、他者の権利を認めなければ社会は成立しません。その意味で、合祀して欲しくないという主張を拒否する権利はなく、およそ民主国家では許されない行為であります。ましてや、人の心に関わりを持つ宗教団体は、細心の配慮が必要であります。靖国神社の主張は駄々っ子以上に幼稚な論理です。もっとも、靖国神社には、あの戦争で、あなたの息子は国家のために命を捧げたのだから、顕彰するのだという論理で合祀してやったのだと言っているのです。

戦死者の三分の二が餓死者であるとさえ言われているのに、国家のために命を捧げた、名誉の戦死など何処から言えるのでしょうか。餓死者はいわば棄民であります。国家に見捨てられたのであります。だから、合祀することによって、兵士を見捨てた責任を隠蔽していると言っても過言ではないでしょう。およそ、人の命の尊厳性など露ほども持たなかったのです。もっとも、今回の訴訟では、戦争責任についての論点はありませんので、そこまで論理を展開するには無理がありますが、靖国神社を問題にするとき、終着点は、戦争責任にあるのではないのでしょうか。先の戦争において、仏教界もキリスト教界も、自らの戦争責任を告白しています。

靖国神社を含む神道にその表明は見られません。前途有望な若者 200 万人（靖国神社合祀者公表 246 万柱）以上死に追いやったことに何の責任も感じていないのでしょうか。

最後に、宗教者の立場から、人が神を決定することを何故日本人は容認しているかと言うことです。人が神を決定すると言うことは、神を支配していることになります。誰かの都合で決められた神を、有り難く尊崇できるのでしょうか。

そのような日本人でいいのでしょうか。



# 「私もイヤです！」原稿募集!

「イヤです通信」18号に同封してお届けした5人の意見陳述書（2010年2月、大阪高裁に提出）を読んでいただいたでしょうか。

お父さんの合祀取り消しを求めた菅原龍憲さんに対して、靖国神社の神官は「お父さんは喜んでおられるかもしれませんよ」と答えました。僧侶であった菅原さんのお父さんが兵士となり、そして今もなお「神」として靖国神社に祀られていることを「喜んでいる」わけがありません。この靖国神社の不遜、傲慢な言い方に原告一同、怒り心頭です。「それは違う！」と叫びなさいと、父や兄や叔父などに呼びかけたいのですが、死者は語れません。そこで、奇しくも死なずに済んだ、もし死んでいれば確実に靖国神社に合祀されていたという加藤さんや関さんなど4人の人たちに、「もし自分が合祀されているとしたら、今、どのように考えているか」を書いてもらったのです。靖国神社への合祀がイヤだと思っているのは原告だけではないことを、当たり前のことながら、改めて確認しました。

みなさんも「靖国合祀イヤです訴訟」と共に闘う会に、「私もイヤです！」の思いを寄せてください。遺族の方たちはもちろんですが、遺族に限りません。「イヤです！通信」に掲載できるものについては掲載（掲載する場合は必ず事前に確認します）し、できるだけ多くの人たちとともに「私もイヤです！」の思いを共有し、もう靖国神社に「喜んでいる」とは言わせないようにしたいと思います。

原稿は、1000字以内。送り先は、「イヤです！通信」の表紙にある市民共同オフィスSORA宛てに郵送か、或いはホームページのアドレスへメールで。

お便りお待ちしております。



# 靖国合祀 私もイヤです 《1》

安岡健一

自分の父方の祖父（1912-1945.7.31）が靖国神社に合祀されているということを知ったのは、まだ幼い頃だった。子どものころは、祖父は戦争で亡くなったのだなと漠然と思っていただけだった。その後、たくさんの学ぶ機会を得ることができ、戦争を批判的に捉えるようになった。とはいえ、そうした侵略戦争への批判と、靖国神社合祀への批判ということは、重なりつつもずれている部分がある。それは靖国神社合祀という問題が、自分個人の家族の経験と密接に関係しているからだろう。

はじめて靖国神社を訪れたのは2001年だった。そこで私は正式な名称などはわからないが、何かの儀式がとりおこなわれているのを目の当たりにした。はじめてみるその儀式は何か厳格な雰囲気を持ち、強い印象を私に与えた。そのとき同時に、帰省するごとに目にしていた、祖父の位牌へ手を合わせる祖母の姿が心にうかんだ。そこに一切の賛美や顕彰の感情はなかった。神社での儀式が荘厳であればあるほど、私にとって、その両者の隔たりがかえって違和感として意識された。その後、「片親」の子どもを差別し続けてきた日本社会で生きてきたことの苦しさの一端を、酔った父からもれ聞いたときにも、あの儀式の情景が、父の話をきいて私が感じた悲しみとどこか相容れないものとして再び浮かんだ。しかし、こうしたことは個人的なものに思えたし、人に伝えることを積極的にはせず、うまく言葉にはできず、澱のように心に残っていた。それぞれの家族ごとで、死をめぐる「引継ぎ」があると思うのだが、祖父について私が家族たちから受けとったものは、ただ悲しみだけだったのだ。

それだけに、この訴訟がはじまることを知ったときには驚いたし興味を持った。そのこ

ろ、祖父のことをもっと知りたくなり、少し調べてみると、実家の仏壇の引き出しに、祖父の従軍履歴と、墓石の請求書などがはいつていた。墓石の請求書の日付は1951年のものとなっている。祖父の戦死の通知は1946年9月23日付でなされている。そこから数年間、残された家族はどのような思いで「待って」いたのだろうか。少なくない遺族に共通していると思われる、このただ待ち、ようやくお墓をたてることを決意したその重みと、この訴訟を通じて全貌が明らかにされてきた、機械的に合祀処理を全国の官僚システムを動員して遂行した国家との間には、けっしてゆるがせにはいけない隔たりがあるように思う。

年明けに子どもが生まれ、私も父親になり、祖父が亡くなった年へ近づいている。もし今後とも遺族の希望に関係なく合祀が継続されつづけるならば、やはり父が私にそうしたように、いつか子どもに曾祖父がああ神社に合祀されていることも伝えなければならぬだろう。あれは特定の宗教法人が勝手にやっていることだから、として伝えなければそれで済むだろうか？それは無理というものだ。そして、それは望ましくないことだ。靖国神社を中心とする死への称賛を拒否し、自分の存在に連なる人の生を、その死を、その「過ち」を、難しいだろうけれども伝えていくことを私は選びたい。

判決が迫っている。次の世代、そのまた次の世代も射程に入れた、100年後の社会でも通用する、過去と未来の重みに耐える判決をわたしたちは勝ち取ることができるだろうか？「かえせこの手に」の言葉を胸にそのときにのぞみたい。

世代を超えて  
勝ち取らねばなら  
ないもの



## おたより

一筋縄では行かない気候ですね。  
健康にはくれぐれも気をつけてくだ  
さいね。

たくさんのお便り、カンパありがた  
うございます



### 《2月》

- ◆2月控訴審に参加できず、残念でしたが、早急に当日の意見書をお送りくださってありがとうございました（長野 T.M）
- ◆いつもニュース有り難うございます（伊丹 T.M）
- ◆あの映画を観て、初めて知りました。あのデッチアゲ神社のイカサマぶりをみて「祭神」が日本刀であったということ。そしてかつてのように“日の丸と日本刀”で国中をせんしたことを（京都 W.K）

### 《3月》

- ◆日本敗戦迄は私たちは一人の人権を持つ人間ではなく天皇の臣民として天皇の為と命を投げ出す事を当然視された時代の人間として育った。そのため行った犯罪を功績と認める靖国合祀は絶対反対です。人格を持つ一人の人間として（金沢 M.H）
- ◆毎号有益な情報を有り難うございます。日頃深く考えてこなかったこと、たくさん気づかされています。82才肝臓癌で4回手術をうけましたがまだまだ死ねません。アジア訟団の勝利までは！（金沢 Y.K）

**【事務局より】ほんまです！ともにがんばりましょう！**

- ◆2月2日の準備書面あの5編の陳述書は心に響きました。いかめしい法服を着て高い壇上から見下す裁判官たちがきちんと弁論を聞き、書証を読んでいるのか心許ないです。でも「靖国」に異議ある人々が広汎におられるのがわかり、共に闘う道が原告・弁護団・事務局の皆さんの努力によって切りひらかれているのがあります。カンパ送ります（住吉区 M.T）
- ◆あらゆる点から考えて、歴史的にも、時代的にも「いのち」を回復すること、世界を核戦争で終わらせることを阻止する点でも、人の真心を通す

上でも、この裁判は勝たなくてはならないものと確信します（京都 K.A）

- ◆頑張ってください。応援しています（長浜 S.G）
- ◆古川さん、身体大切にしてください。少し私は弱って年賀もつくりませんでした（池田 K.T）
- ◆闘って居られる皆さんに敬意を表します。共に頑張りましょう（金沢 H.K）
- ◆心ばかりの応援です（松原 F.K）
- ◆手元不如意少額悪しからず（豊中 O.H）
- ◆私も裁判官も思想の質、主体の質が問われるのですね（広島 S.D）
- ◆いつも記録しているつもりなのですが、前回いくら送金したのかのメモが見つかりません。会費を滞納しているようでしたら、ご多忙のところ恐れ入りますがお知らせ下さい。とりあえず2010年分として会費・カンパを納めます（新潟 M.K）

**【事務局より】会費有り難うございます。前は2008年8/16に3000円の入金がありました。**

- ◆川柳 ・坂の上の雲復活じゃ又戦（いくさ）  
・靖国はさらば九条新世紀（河内長野 K.E）

### 《4月》

- ◆心の中で、そして時々人に話をすることで応援しております。経済的にも身体的にも大阪に行くことはむずかしくなりました。申し訳ありません（東京都 S.M）
- ◆戦後、この国は「帝国日本」復権を執拗に画策してきたが、まだ正面切って、「軍」派兵、政教「一致」には至っていない、と見ることもできるかなあ（愛知 S.I）
- ◆国家権力によって「人殺し」をさせられ、「神」と祀られるのはいたたまれません（岡山 S.U）
- ◆「在特会」や「主権回復会」による民族差別、排外主義の暴言、暴行が繰り返されたり、大阪府知事の民族差別を煽動するとき言動。そして「高校無償化制度」からの朝鮮学校除外という政権による民族差別。侵略戦争の反省がきちんとなされていないために生じるこの社会の歪みを正していく闘いが靖国訴訟です。共に頑張りたいと思います（枚方 O.G.K）
- ◆共に闘う！（新潟 E.S）
- ◆靖国神社・護国神社は軍国神社です。憲法9条にそぐわない軍国神社は廃止すべきです（京田辺市 K.M）



★お問  
い合  
わ

## 2010平和の灯火を！ ヤスクニの闇へキャンドル行動

### 8・14 キャンドル行動予定

- ◆ 日時 8月14日(土)  
13時30分開場、14時開始
- ◆ 場所 社会文化会館ホール  
(地下鉄「永田町」下車徒歩8分)
- ◆ シンポジウム 14時15分～16時15分
  - \*報告1 植民地支配とヤスクニ  
高橋哲哉(東京大学教授)
  - \*報告2 ヤマトの琉球支配ー沖縄戦とヤスクニ  
石原昌家(沖縄国際大学教授)
  - \*報告3 韓国併合100年とヤスクニ  
李錫兌(韓国・真実と未来  
国恥100年共同事業推進委員  
会共同代表)
  - \*報告4 日帝の台湾支配とヤスクニ  
高金素梅(台湾・立法院議員)
- ◆ コンサート&被害者証言  
16時30分～18時30分  
コンサート 権海孝さん、ソン・ビョンヒ  
さん(韓国)ほか  
\*被害者証言 韓国 台湾 沖縄 日本  
の遺族
- ◆ キャンドル・デモ  
(19時～、社会文化会館出発)
- ◆ 参加協力券 1000円  
\*\*賛同もよろしく\*\*

せは以下実行委員会まで

平和の灯火を！ヤスクニの闇へ

キャンドル行動実行委員会

連絡先： 四谷総合法律事務所

T：03-3355-2841 F：03-3351-9256

郵便振替 口座番号 00140-3-446364

口座名 キャンドル行動 内田雅敏

### こ 紹 介

年二回発行の小冊子(約40ページほど)

### 「反天皇制市民1700ネットワーク」

この通信には掲載しきれない、靖国訴訟関連の  
記事やその原告たちのインタビュー記事などをそ  
の時々に掲載しています。

関連記事を少しご紹介します。興味のある方はぜ  
ひ購入ください。

25号 ◆小さな村の鎮守の森に「忠君愛国の四  
字を滅するにあり」の碑文あり(山内小夜子)

26号 ◆富樫慶子作品集より「還りませぬ君を  
想う・遅すぎた英断」◆見失った「浄土」大逆事  
件100年の年に高木顕明さんを偲んで(山内小夜  
子) 27号 ◆連載：よき人々との出会い1(古  
川佳子) ◆砂川市の神社敷地無償貸与は違憲(菱  
木政晴) 28号 (7月中発行予定) ◆連載：よ  
き人々との出会い2(古川佳子) ◆大逆事件百年  
・幸徳秋水らの天皇観(田中伸尚) ◆『空っぽの  
神に奪われたいのちー私の天皇・ヤスクニ体験ー』  
(加藤敦美) ◆等々

頒布各号¥500、靖国訴訟事務局までFAXでお申  
し込みください 06-77777-4925